

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	東京都羽村市教育委員会
指定したモデル地域名	羽村市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 28 年 2 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
公立 0 私立 7	公立 7	公立 3	都立 1	0	都立 1	19

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

羽村市では、平成 24 年 3 月に策定した第五次羽村市長期総合計画及び生涯学習基本計画にもとづき、特別支援教育に対する社会的なニーズの高まりに対応するために、羽村市特別支援教育推進委員会を設置し、特別支援教育の基本的な在り方や方針等について報告書にまとめた。そして、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、本報告書に基づき、特別支援学級や特別支援教室等の支援環境の整備、教員の専門性向上を図る研修の充実、特別支援教室モデル事業を通じた市内・校内体制の充実、就学前から就労に至るまでライフステージに応じた特別支援教育体制の構築を進めている。

特別支援学級あるいは通級指導学級が設置されている学校は市立小学校 7 校中 7 校、（平成 24 年度より東京都特別支援教室モデル事業により、巡回による指導を行っているため、拠点校 2 校、巡回校 5 校を設置している）市立中学校 3 校中 2 校である。平成 27 年度には、市内小学校に自閉症・情緒障害等特別支援学級を開級し、この結果、羽村市における特別支援学級等の設置率は小学校 100%となっている。

羽村市立小・中学校における人的措置については、教員免許を有する者を市費嘱託員として雇用し、個別の教育的ニーズに応じて特別支援学級や通常の学級における支援を推進している。特に通常の学級での支援を進めている特別支援教育支援員として各小学校に 1 名配置し、発達の課題等がみられる児童・生徒の個別の支援を推進している。

羽村市は比較的小規模の市であり、地域性もあり教育活動については学校間の連携・調整等が図られてきた。本事業の推進に際しては、市内全域をモデル地域に指定している。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

(1) 教育委員会内の体制整備

特別支援教育推進担当課（教育支援課）を設置し、教育支援課長（統括指導主事）のもと、モデル地域の取組の推進体制の一層の整備を進めてきた。

(2) 特別支援教育推進委員会、特別支援教育連絡協議会によるモデル事業の運営・検証

モデル地域となる羽村市の取組状況の把握や指導助言、円滑な事業の実施、成果検証のため、特別支援教育推進委員会、特別支援教育連絡協議会を開催する。

① 特別支援教育推進委員会（年間2回の開催 5月・2月）

羽村市全体の特別支援教育体制整備の方針決定、本モデル事業計画の立案、事業の推進、成果の検証を行った。

② 特別支援教育連絡協議会（年間3回の開催 5月・10月・2月）

本モデル事業を円滑に展開するために、実務担当者による運営、連絡・調整を行った。

(3) 学校間の連携の強化

特別支援学級・通級指導学級の連携を強化するための担任連絡会を開催し、支援対象児童・生徒の教育ニーズに応じた合理的配慮について、具体的な授業研究を通して検討した。

特別支援教育コーディネーターを集めた連絡会（特別支援教育推進委員会）を開催し、特別支援教育に関する方針・施策の周知、各校の支援体制についての情報交流をとおして、学校における特別支援教育の充実を図った。

【モデル地域内における取組】

(1) 合理的配慮協力員（インクルーシブ教育システムコーディネーター）の派遣による児童生徒への支援

合理的配慮協力員（インクルーシブ教育システムコーディネーター）は、「多様なニーズに応じた特別支援体制（インクルーシブ教育システム）」の構築に向けて、特別支援教育の資源を効果的に組み合わせ、活用するために、当該校を巡回し、児童生徒の支援体制や内容への助言を行った。当該校では、校内委員会を活用し、助言をもとに保護者等の面談や校内での支援体制を整備するなど合理的配慮に基づいた支援を行った。

3. 成果及び課題

【成果】

本市は公立小学校・中学校合わせて10校と小規模な地域であり、学校が連携して事業を推進する基盤があり、特別支援教育についても学校間や教育委員会・関係部局、機関との連携を踏まえ推進してきた。支援体制の更なる充実を図っていくために、教育資源が互いに連携し合う体制をつくる必要があり、スクールクラスター地域としてモデル事業に取り組むことで、複数の教育資源が連携した支援体制を整備する事ができた。

また、今年度は、昨年度の課題となった中学校への対応について、合理的配慮協力員が中学校を巡回訪問し、中学校の事例に応じた計画的、組織的な支援体制の構築を図り、支援の実態を踏まえた助言をすることに努めた。

生徒の個別ニーズに応じた合理的配慮の検討・改善を図るうえで、個別の支援を充実させるためにも、学校だけでは解決困難な事例について中学校における生徒の支援を検討するケース会議に出席し、合理的配慮について指導・助言を行うことで、当該中学校における生徒の合理的配慮が実現された。

また、引き続き特別支援教育支援員及び巡回教育相談員・スクールカウンセラー（臨床心理士）へのスキルアップのための研修やケース会議の実施、指導・助言を行うことで、支援方法の改善が図られ、個々の教育的ニーズに応じた支援の意識化や充実が図られた。

巡回発達相談員を活用した就学前教育機関等への巡回による情報収集を積極的に実施し、早期からの発達支援につなげることができた

【課題】

今後も、現状の体制や設備の中で学校が提供可能な合理的配慮について、モデル事業をとおした実践研究を進める必要がある。その際に、スクールクラスターとしての組織的な支援体制の構築を通して、市内学校の特別支援教育に関する教育資源を相互活用できる支援体制を整備するなど、モデル事業が終了した後も、継続して支援体制を整えられるようにする必要がある。そのために、合理的配慮協力員による学校訪問指導・助言の充実や、特別支援教育に関わる専門職の資質向上を図っていく。

児童・生徒の個別ニーズに応じた合理的配慮の検討・改善を図ってきたが、個別の支援を充実させるためにも、支援状況について、定期的な評価や見直しを進めていく。